

## 調査にお答えいただくにあたっての主な言葉の説明

名 称	内 容	本市での実施状況 (2013年10月1日時点)
教育	問1 8までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問2 1以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています。	
子育て	身の回りの世話のほか教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われること。	
保育所・幼稚園関係		
認可保育所	<p>児童福祉法に定める、保育を必要とする0歳～5歳児に対して保育を行う施設で、法令に定める施設や運営等についての基準を満たし、知事等の許可を受けた児童福祉施設です。</p> <p>■利用料</p> <p>①0円～67,000円/月 ※世帯の所得・児童の年齢等に応じて設定</p> <p>②延長保育料 利用時間や利用回数により園ごとに異なります。</p>	<p>公立認可保育所16園 私立認可保育所26園 私立認可保育所分園4園 の計46園あります。</p>
一時預かり	<p>認可保育所において、保護者が就労、就学等している場合や、家族の病気・入院、育児疲れの解消等の理由により、一時的に家庭でお子さんの面倒をみられない場合に、保育するサービスです。 認可保育所に在園していない児童が利用できます。</p> <p>■利用料 1,200円/4時間以内 2,400円/4時間超</p>	<p>公立認可保育所6園及び私立認可保育所9園で実施しています。</p>
家庭的保育	<p>保育士資格のある市の認定を受けた保育者が、3歳未満の子どもをその自宅等で預かります。</p> <p>■利用料</p> <p>①保育料 0～48,700円/月 (認可保育園の保育料の約8/11の額) ※世帯の所得・児童の年齢等に応じて設定</p> <p>②延長保育料 8時間超9時間以内 4,000円/月 9時間超10時間以内 8,000円/月</p>	<p>3か所で実施しています。 ※延長保育料は、一月のうち1日でも利用した場合にかかります。</p>
病児・病後児の保育	<p>児童が病気及び病気の回復期で集団保育が困難な状態にあり、保護者が就労等の事情で自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において児童を一時的に保育する事業です。</p> <p>■利用料 保育料2,000円/日</p>	<p>私立認可保育所3園で実施 ※病後児保育のみ実施しています。</p>
認可外保育施設	<p>都道府県の許可を受けていない私設保育施設をすべて指します。 自治体の認証・認定保育施設、事業所内保育施設、幼児教育施設もこの中に含まれます。</p> <p>■利用料 施設により異なります。</p>	<p>①県認定保育施設8か所 ②藤沢型認定保育施設6か所 ③事業所内保育施設13か所 (院内保育所8か所、その他事業所5か所) ④その他の届出保育施設15か所</p>

名 称	内 容	本市での実施状況 (2013年10月1日時点)
自治体の認証・認定保育施設	認可外保育施設の中で、各自治体が定める基準(施設・設備・人員配置等)を満たした施設です。 ■利用料 保育料 58,000 円/月を限度額として施設によって定めています。	①県認定保育施設 8 か所 ②藤沢型認定保育施設 6 か所
事業所内保育施設	企業の従業員や病院の看護師などの福利厚生のため、職場内のほか職場の近くに設置される保育施設もあります。 ■利用料 施設により異なります。	院内保育所が 8 か所、その他事業所の保育施設が 1 か所あります。
幼稚園	学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設です。 ■利用料 保育料平均 24,000 円/月 ※入園料・保育料は、園ごとに異なります。世帯の所得状況に応じて、保護者に補助金を交付し、経済的負担の軽減を図っています。	私立の幼稚園が 3 5園あります。
幼児教育施設	認可外保育施設の中で、幼稚園の基準に準じて運営されている施設で、本市独自の呼称です。 ■利用料 保育料平均 33,000 円/月 ※入園料・保育料は、園ごとに異なります。幼稚園と同様に、世帯の所得状況に応じて、保護者に補助金を交付し、経済的負担の軽減を図っています。	私立の幼児教育施設が 1 2か所あります。
幼稚園の預かり保育	保護者の保育ニーズに柔軟に対応するため、開園日の教育時間前後、休業日及び長期休業日に、在園児童を預かる事業です。 ①課業期間中(開園日の延長預かり保育) ②休業日(土日祝日の預かり保育) ③長期休業日(8月の預かり保育) 実施園・未実施園があり、事業内容も園によって異なります。 ■利用料 ①課業期間中 保育料 10,000～15,000 円/月 ②休業日 保育料 3,000～6,000 円/月 ③長期休業日 保育料 15,000～20,000 円/月	①課業期間中 2 4園実施 ②休業日 1 園実施 ③長期休業日 8 園実施
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)	本市にはありません。
地域の子育て支援		
子育て支援センター	子育てアドバイザーによる、子育ての不安や悩みについての個別相談のほか、仲間づくりのための子育てひろば、子育てに役立つ情報の提供や講習等を実施する子育て支援のための拠点施設です。 ■利用料 無料	藤沢・湘南台・辻堂の 3 か所に設置しています。
つどいの広場	子育てアドバイザーによる、子育ての不安や悩みについての相談を行うほか、親子が気軽につどい、交流ができる子育て支援の拠点です。 ■利用料 無料	鵠沼・善行・藤が岡・中里の 4 か所で実施しています。

名 称	内 容	本市での実施状況 (2013年10月1日時点)
子育てふれあいコーナー あいあい・きらきらぼし	地域子供の家や児童館において、親子同士の交流の場の提供、保育士や子育てボランティアによる子育てに関する相談を実施しています。 ■利用料 無料	地域子供の家17か所及び児童館4か所で実施しています。
子どもの ショートステイ	保護者が入院・出産等により子どもの養育が困難になった場合、施設等で宿泊を伴う子どもの預かりを行います。 ■利用料 6,000円/1泊2日 ※世帯の課税状況により異なります	1か所で実施しています。
子どもの トワイライトステイ	保護者が就労等により一時的に子どもの養育が困難になった場合、夕方から夜にかけて施設等で子どもを預かります。 ■利用料 実施施設・世帯の課税状況により異なります	2か所で実施しています。
ファミリー・サポート・ センター	子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)と、手助けができる人(まかせて会員)が会員となり、地域の中で助け合っていく有償ボランティア制度です。保育所等への送迎や子どもの預かり等を行います。 ■利用料 700円/1時間 ※その他活動内容・時間によって異なります	湘南台文化センター内に事務局があり、会員同士の仲介を行います。
児童館・地域子供の家等		
児童館	児童福祉法に基づき、子どもに健全な遊びを与え、健康の増進と情操を豊かにすることを目的とした、地域子供の家のような機能を有する施設で、放課後児童クラブを併設しています。(対象者は、0歳児～18歳未満の子ども) ■利用料 無料	児童館が5館、地域子供の家が17館あります。
地域子供の家	子どもたちが自由にのびのびと遊ぶことができ、その心身の健全な発達を図ることを目的とした屋内外に遊具がある藤沢市独自の施設です。(対象者は、幼児～中学生) ■利用料 無料	
放課後子ども教室	放課後の学校施設を活用し、実施小学校区内に居住する全ての小学生に遊び場や運動の場などを提供するものです。 ■利用料 無料	小糸小学校区、亀井野小学校区で実施しています。
放課後児童クラブ	保護者が就労等の理由により不在となる家庭の小学生(原則1～4年生、ただし、施設の状況によっては5・6年生も可)に、放課後及び土曜日や学校長期休業日等の遊びや生活の場などを提供する施設です。 ■利用料 9,500円～14,500円/月 ※別途、入会金及びおやつ代がかかります。	45か所あります。

### お住まいの地域（13地区）の区分表

1. 片瀬地区	片瀬1～5丁目, 片瀬海岸1～3丁目, 片瀬山1～5丁目, 片瀬目白山, 江の島1～2丁目
2. 鵜沼地区	南藤沢, 鵜沼東, 鵜沼海岸1～7丁目, 鵜沼松が岡1～5丁目, 鵜沼桜が岡1～4丁目, 鵜沼藤が谷1～4丁目, 本鵜沼1～5丁目, 鵜沼花沢町, 鵜沼橋1～2丁目, 鵜沼石上1～3丁目, 片瀬, 鵜沼の一部
3. 辻堂地区	辻堂1～6丁目, 辻堂元町1～6丁目, 辻堂太平台1～2丁目, 辻堂東海岸1～4丁目, 辻堂西海岸1～3丁目
4. 村岡地区	弥勒寺, 弥勒寺1～4丁目, 宮前, 小塚, 高谷, 渡内, 渡内1～4丁目, 柄沢, 村岡東1～4丁目, 川名, 川名1～2丁目
5. 藤沢地区	朝日町, 藤沢(南), 藤沢1～5丁目, 本町1～4丁目, 鵜沼の一部, 鵜沼神明1～5丁目, 西富, 西富1～2丁目, 大鋸, 大鋸1～3丁目, 藤が岡1～3丁目
6. 明治地区	辻堂神台1～2丁目, 辻堂新町1～4丁目, 羽鳥1～5丁目, 城南1～5丁目
7. 善行地区	藤沢(北), 善行1～7丁目, 本藤沢1～7丁目, 善行団地, 立石1～4丁目, 花の木, みその台, 善行坂1～2丁目, 白旗1～4丁目, 大庭の一部, 稻荷, 稻荷1丁目, 亀井野の一部, 西俣野の一部
8. 湘南大庭地区	大庭の一部, 石川の一部, 遠藤の一部
9. 六会地区	亀井野の一部, 亀井野1～4丁目, 今田の一部, 円行の一部, 円行1丁目の一部, 石川の一部, 石川1～4丁目, 西俣野の一部, 天神町1～3丁目, 遠藤の一部
10. 湘南台地区	今田の一部, 円行の一部, 円行1丁目の一部, 円行2丁目, 石川の一部, 桐原町, 湘南台1～7丁目, 土棚
11. 遠藤地区	石川5～6丁目, 石川の一部, 遠藤の一部
12. 長後地区	長後, 高倉, 下土棚
13. 御所見地区	用田, 葛原, 菖蒲沢, 打戻, 瀬郷, 宮原